

# ケアマネジャーの虐待対応における強みと学びの実際

春 名 苗

京都市内全居宅介護支援事業所に質問紙調査を行い、ケアマネジャーの高齢者虐待対応の強みと学びの実際について明らかにした。①他職種と比較してケアマネジャーが発見しやすい虐待と考えているのは、「経済的虐待」、「介護等放棄」、「心理的虐待」、「身体的虐待」、「性的虐待」の順であった。②「身体的虐待」は、ケアマネジャーの約8割が一般的に発見しやすい虐待と考えているが、他職種と比較してケアマネジャーが発見しやすい虐待と考えているのは約2割にとどまった。③「経済的虐待」は、ケアマネジャーの約3割が一般的に発見しやすい虐待と考えているが、他職種と比較してケアマネジャーが発見しやすい虐待と考えているのは約5割であった。④ケアマネジャーの実務研修・更新研修のみでは虐待ケースへの対応が十分できないと考えているケアマネジャーは9割以上であった。

ケアマネジャーの強みを活かしていくために、研修内容の見直し、地域包括支援センターや市町村の支援が必要である。

キーワード：ケアマネジャー、高齢者虐待の発見、研修内容の充実

A questionnaire survey was conducted to all the in-home care support agencies in Kyoto City for clarifying the strengths and the actual learning practices of the care managers in dealing with elder abuse cases.

- (1) The abuses that are easier to be detected by care managers than by other social service providers are, in descending order of frequency, “economic abuses”, “abandoning care”, “psychological abuses”, “physical abuses”, and “sexual abuses”.
- (2) “Physical abuses” are generally considered to be easy to be detected by approximately 80% of the care managers. However, only approximately 20% of them think the physical abuses are easier to be detected by the care managers than by other social service providers.
- (3) “Economic abuses” are generally considered to be easy to detect by approximately 30% of the care managers. However, approximately 50% of them consider the economic abuses are easier to be detected by the care managers than by other social service providers.
- (4) More than 90% of the care managers think that practical and renewal trainings for care managers are not enough for dealing with abuse cases.

In order to utilize the strengths of care managers more effectively, it is necessary to review training contents and to obtain more supports from the community general support centers and the municipalities.

Key words : care managers, discovery of elder abuse, enhancement of training contents

## 1. はじめに

2006年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以後、高齢者虐待防止法）が施行された。第7条には虐待発見した

場合の通報義務が示されている。「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。前項に定める場合のほか、養護

者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。」虐待の疑いの場合でも、「通報義務」があり、地域包括支援センターや市町村に相談する必要がある。

厚生労働省による「高齢者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果によれば、2019年度養護者による高齢者虐待の相談通報件数は、34,057件であり、そのうちの虐待判断事例は16,928件であった。「身体的虐待」が67.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が39.4%、「介護等放棄」が19.6%、「経済的虐待」が17.2%、「性的虐待」が0.3%であった。また、高齢者虐待の相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計36,730人に対して、「介護支援専門員」が27.5%と最も多く、次いで「警察」が27.2%、「家族・親族」が7.9%、「被虐待高齢者本人」が6.6%であった。虐待を受けていた中で、介護サービスを受けている9,550人の発見内訳は、「介護支援専門員」が58.7%と最も高く、次いで「介護保険事業所職員」12.2%であった。

上記のデータを見ると、ケアマネジャー（介護支援専門員）は、高齢者の虐待発見に関しては、福祉サービスを受けている場合であると約6割、全体だと約3割となる。高齢者虐待の発見においてケアマネジャーは大きな役割を担っている。

矢吹（2017）は、虐待の相談・通報件数を分析することによって、ケアマネジャーは「介護等放棄」に気づきやすく、「心理的虐待」「経済的虐待」

は気づきにくいとしている。しかし、これは、相談・通報件数による分析であり、ケアマネジャーからの視点によるものではない。

また、筆者は、ケアマネジャーの後方支援を行う地域包括支援センターを対象に研究を重ねることによって、ケアマネジャーの虐待ケースへの抱え込み等の問題を明らかにしてきた<sup>1) 2)</sup>。地域包括支援センターからみたケアマネジャーは、虐待について十分に学ぶ機会がなく、対応に苦慮していると考えられる。

そのため、本論文では、実際に、ケアマネジャーに調査することによって、虐待の種類よっての発見の難しさ、ケアマネジャーならではの強み、虐待対応の学びの実際等を明らかにしていきたい。

## 2. ケアマネジャーの高齢者虐待対応を巡る問題

「高齢者虐待防止法」において、虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害であり、虐待への対応は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、虐待を解消させ、安心で安全な環境の元での生活を再構築し、権利擁護を実現させるために行うものである。

虐待対応については、市区町村が第一義的な責任をもち、地域包括支援センター等、関係機関との連携のもと、対応することが明確になっている。また、地域包括支援センターには、地域のケアマネジャーを後方支援する役割もある。

表1 相談・通報者と虐待類型

	身体的虐待	介護放棄等	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
ケアマネジャー		↑	↓		↓
介護保険事業所職員		↑	↓		↑
医療機関従事者	↓	↑	↓	↓	↑
近隣住民・知人	↓	↑	↑		
民生委員	↓	↑	↑		
被虐待者本人	↑	↓	↑	↑	↑
家族・親族		↓	↑		
当該市町村行政職員	↓				↑
警察	↑	↓	↑	↓	↓
その他	↓	↑	↑		↑
不明（匿名を含む）					

出典：矢吹知之（2017）「高齢者虐待の現状と未然防止の方法」『ケアマネジャー』2017年6月、77頁を参考に作成

そのため、ケアマネジャーは、地域包括支援センターや市町村の支援の元、虐待ケースに取り組むことになっている。高齢者や養護者の支援のために、深刻な状況になる前に虐待につながるケースを発見していくことは重要である。

ここで2つのことを考えてみたい。1つめは、ケアマネジャーが虐待発見をするにあたり、職種としての強みはあるのだろうかということである。

上述したように、矢吹(2017)は、相談・通報の件数について、ケアマネジャーと他の相談通報者で比較し、ケアマネジャーは「介護等放棄」に気づきやすく、一方で「心理的虐待」「経済的虐待」は気づきにくいとしている(表1)。

この研究は、国の調査結果における相談・通報の件数を分析した比較研究である。これを元にすれば、訪問してプランを立てるケアマネジャーには「介護等放棄」の虐待は発見できる強みだとも考えられる。ただ、この研究では全ての相談者を対象として分析しており、専門職以外も含めている。また相談者から直接聞いたわけではなく、件数の分析からみた研究である。

そのため、ケアマネジャーの視点から、福祉サービスに関わる他の専門職と比較して、虐待の種類で発見しやすさ等の差異はあるのかなど実態を明らかにしていく必要があると考える。

2つめは、虐待対応での自分自身の学びをケアマネジャーはどのようにとらえているのかということである。高齢者虐待に関しては、そもそも発見や判断が難しいという指摘がなされている。赤石(2010)が保健福祉関係機関を対象に実施した調査では、4人に1人が「虐待を感じたり気になったりしたことがある」と回答しており、3人に1人は「虐待かどうか判断に迷った経験を持っている」と回答している。

土屋・副田・長沼(2010)は、虐待対応の困難感はあるべく関わりたくないという気持ちをもたらし、結果として高齢者ご本人やご家族に対する適切な支援の遅れなどにつながる可能性があるとする。池田(2015)も、「見守る」という名のもとに放置してしまえば、状態を悪化させることになり、「虐待だから通報しよう」ではなく、「虐待かも」と思ったら支援につなぐために相談・通報す

る必要性を述べている。

実際、筆者が行った地域包括支援センターへの調査でも、ケアマネジャーの虐待対応の問題が明らかになった。①8割以上の地域包括支援センターが、地域のケアマネジャーが関わっているケースは地域包括支援センターや市に全ては相談・通報されていないととらえている。②7割以上の地域包括支援センターが地域の中に相談・通報をしてくれないケアマネジャーがいるととらえている。③約8割の地域包括支援センターが地域の中に虐待を虐待と認識できていないケアマネジャーがいるととらえている。④約6割の地域包括支援センターが実際にケアマネジャーから曖昧な虐待の相談をされたことがあり、約半数以上の地域包括支援センターが実際にケアマネジャーが抱え込んでしまっており、そのために介入のタイミングが遅れたことがある。地域包括支援センターからの視点では、ケアマネジャーは虐待発見に大きな役割を担っているにもかかわらず、対応は不十分であると考えられる。

上記のことは、ケアマネジャーの研修内容にも問題があると考えられる。ケアマネジャーの「実務研修」87時間、また、実務従事者を対象とした更新研修は、「専門研修課程Ⅰ」56時間、「専門研修課程Ⅱ」32時間である。その内容には、高齢者虐待発見や通報についてのスキルは研修項目にはほぼ含まれていない(表2)。

厚生労働省の介護支援専門員実務研修ガイドライン(2016)においては、「人格の尊重および権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」という項目において、30分の講義時間の「利用者の権利擁護と成年後見制度等」の中で「虐待対応」が触れられている程度である(表3)。

ケアマネジャーは、虐待を発見する大きな役割を担っている。虐待についての判断は困難であるにもかかわらず、ケアマネジャーに虐待の判断のスキルや具体的な対応を学ぶ機会がないことは大きなマイナスではないだろうか。虐待の場面に遭遇しても、適切な知識がなく、対応に苦慮することになるのではないだろうか。

ケアマネジャーの虐待対応の知識の基盤はどのように培われているのか、またそれは十分なのか

表2 ケアマネジャー実務研修内容

研修科目		時間
講義	介護保険制度の理念・現状およびケアマネジメント	3
	ケアマネジメントに係る法令等の理解	2
	地域包括ケアシステムおよび社会資源	3
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	3
	<b>人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理</b>	2
	ケアマネジメントのプロセス	2
	実習オリエンテーション	1
講義・演習	自立支援のためのケアマネジメントの基本	6
	相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	4
	利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	2
	介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	2
	ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術	
	受付及び相談並びに契約	1
	アセスメント及びニーズの把握の方法	6
	居宅サービス計画等の作成	4
	サービス担当者会議の意義及び進め方	4
	モニタリング及び評価	4
	実習振り返り	3
	ケアマネジメントの展開	
	基礎理解	3
	脳血管疾患に関する事例	5
	認知症に関する事例	5
	筋骨格系疾患と廃用性症候群に関する事例	5
	内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	5
	看取りに関する事例	5
	アセスメント、居宅サービス計画等作成の総合演習	5
	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2
実習	ケアマネジメントの基礎技術に関する実習	
合計		87

出典：厚生労働省（2016）『介護支援専門員実務研修ガイドライン』を参考に作成

表3 「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」の展開例

構成	時間	内容
導入	5分	本科目の目的、修得目標の確認
講義	35分	1. 知識・技術の基本的理解 ○介護支援専門員の基本姿勢
講義	30分	1. 知識・技術の基本的理解 ○利用者の権利擁護と成年後見制度等 ・利用者の権利擁護 ・苦情処理 ・ <b>虐待対応</b> ・成年後見制度 ・日常生活自立支援事業
講義	30分	2. 実践的に活用する上での留意点 ○ケアマネジメントの実践において直面しやすい倫理的な課題とその課題に向き合う重要性
振り返り	20分	本科目全体を振り返り、ポイントを講義する

出典：厚生労働省（2016）『介護支援専門員実務研修ガイドライン』を参考に作成

についてもケアマネジャーの視点から明らかにする必要があると考えます。

そのため、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに聞き取り調査を行い、高齢者虐待対応の強み、虐待の種類によって困難に感じていること、基盤となる知識等を明らかにすることによって、ケアマネジャーの高齢者虐待対応の強みや学びの実際を明らかにしていきたい。

### 3. 方法

2019年2月、3月に京都市内の全居宅介護支援事業所に郵送により質問紙調査を行った。各施設から1名のケアマネジャーに代表で回答を依頼した。質問項目は、高齢者虐待の通報、高齢者虐待の予兆や発見、地域包括支援センターや市との関係性から構成した。対象は439か所、回答数254、回収率は57.9%であった。当該質問に欠損値がある場合は除外し、222名（調査対象者の50.5%、回答者の87.4%）を分析対象とした。

倫理的配慮として、調査対象施設については、場所や個人が特定されないようにすること、学術的な目的以外に公表しないことを記載し、実施した。

### 4. 結果

「発見しやすい虐待の種類、あるいは発見しにくい虐待の種類はあると思いますか」という質問では（図1）、「あると思う」が96.8%、「ないと思う」が3.2%であった。「あると思う」と回答したケアマネジャーへの「発見しやすい虐待とは具体的にはどの種類ですか」という質問では（図2）、「身体的虐待」が82.8%、「介護等放棄」が76.7%、「経済的虐待」が33.5%、「心理的虐待」が21.4%、「性的虐待」が1.4%、「発見しやすい虐待はない」が3.7%であった。ケアマネジャー全体で考えてみると、「身体的虐待」が80.2%、「介護等放棄」が74.3%、「経済的虐待」が32.4%、「心理的虐待」が20.7%、「性的虐待」が1.4%となった。

また、「発見しにくい虐待とは具体的にはどの種類ですか」という質問では（図3）、「性的虐待」が72.6%、「心理的虐待」が66.0%、「経済的虐待」が

51.6%、「介護等放棄」が8.8%、「身体的虐待」が7.4%、「発見しにくい虐待はない」が1.9%であった。ケアマネジャー全体で考えてみると、「性的虐待」が70.3%、「心理的虐待」が64.0%、「経済的虐待」が50.0%、「介護等放棄」が8.6%、「身体的虐待」が7.2%となった。

「居宅介護支援事業所のケアマネジャーという立場にいてことで、在宅福祉サービスを提供している他の職種と比較して、発見しやすい虐待の種類、あるいは発見しにくい虐待の種類はあると思いますか」という質問では（図4）、「あると思う」が79.7%、「ないと思う」が20.3%であった。「あると思う」と回答したケアマネジャーへの「在宅福祉サービスを提供している他の職種よりも発見しやすい虐待とは具体的にはどの種類ですか」という質問では（図5）、「経済的虐待」が66.7%、「介護等放棄」が61.6%、「心理的虐待」が31.1%、「身体的虐待」が23.2%、「性的虐待」が1.7%、「発見しやすい虐待はない」が6.2%であった。ケアマネジャー全体で考えてみても、「経済的虐待」が53.2%、「介護等放棄」が49.1%、「心理的虐待」が24.8%、「身体的虐待」が18.5%、「性的虐待」が1.4%であった。

ケアマネジャー全体でみたものとして、図2のデータと照らし合わせると、一般的に発見しやすいと考えられている「身体的虐待」はケアマネジャーが発見しにくいととらえており、一般的に発見しやすいと約3割しか回答がなかった「経済的虐待」は、ケアマネジャーが発見しやすい虐待としては5割以上で一番上位に挙げられた（図6）。自由回答では、「地域性もあり、経済的虐待が多く見られます。自宅に入り、話を聞くので、介護等放棄や経済的虐待などは比較的わかりやすい気がします」とあった。

また図4で「あると思う」と回答したケアマネジャーへの「在宅福祉サービスを提供している他の職種よりも発見しにくい虐待とは具体的にはどの種類ですか」という質問では（図7）、「身体的虐待」が60.5%、「性的虐待」が57.1%、「心理的虐待」が32.2%、「経済的虐待」が17.5%、「介護等放棄」が14.1%、「発見しにくい虐待はない」が2.3%であった。ケアマネジャー全体でみると、「身体的

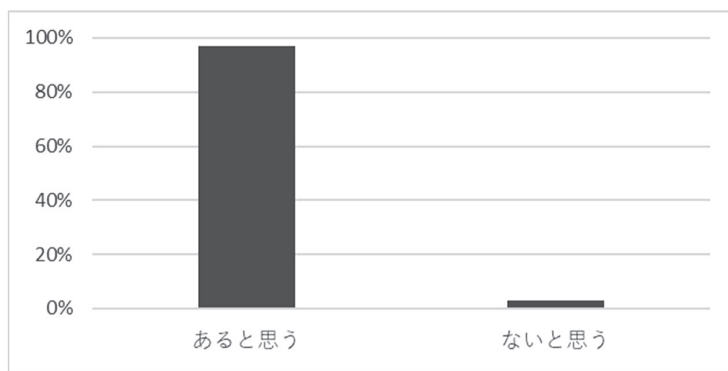


図1 発見しやすい虐待・発見しにくい虐待の種類はあると思うか

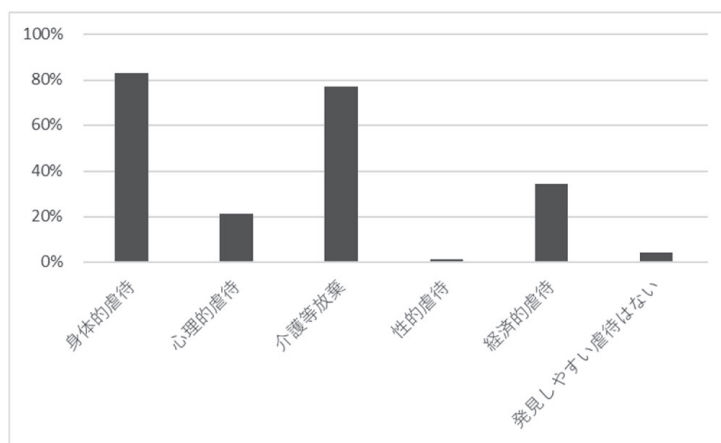


図2 発見しやすい虐待（複数回答）

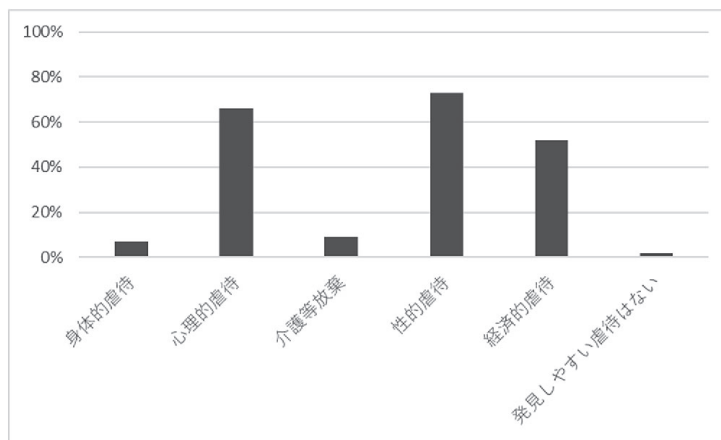


図3 発見しにくい虐待（複数回答）

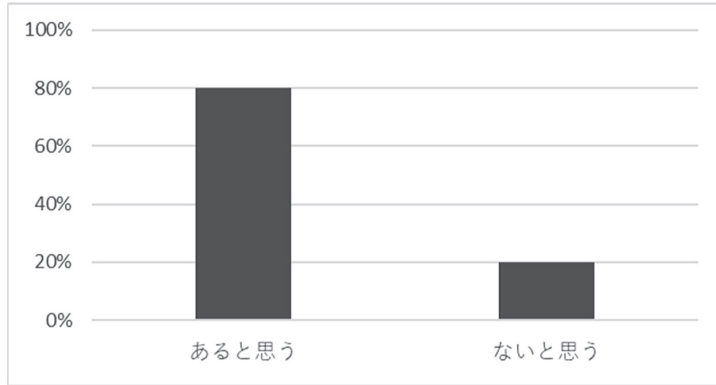


図4 他の職種と比較して発見しやすい・発見しにくい虐待があるかどうか

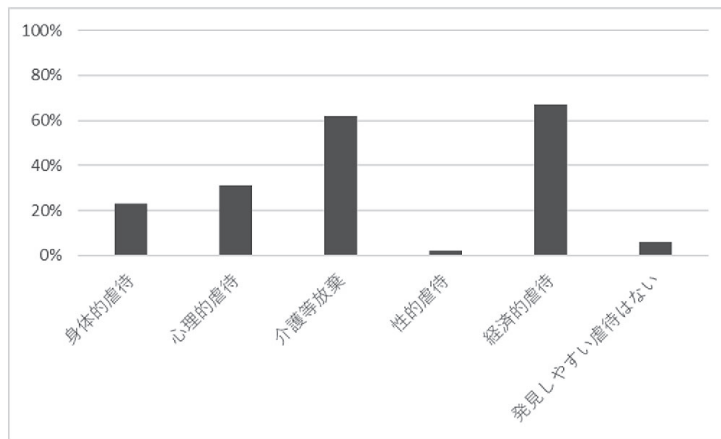


図5 ケアマネジャーが他の職種よりも発見しやすい虐待（複数回答）

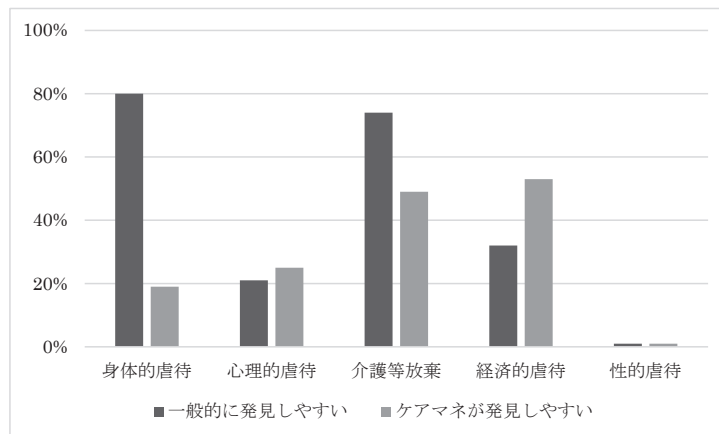


図6 一般的に発見しやすい虐待とケアマネジャーが発見しやすい虐待の種類（複数回答）

虐待」が48.2%、「性的虐待」が45.5%、「心理的虐待」が25.7%、「経済的虐待」が14.0%、「介護等放棄」が11.3%であった。

ケアマネジャー全体でみたものとして、図3のデータと照らし合わせると、約1割であった「身体的虐待」は、ケアマネジャーが発見しにくい虐待として約5割の回答となり、筆頭に挙げられている。「性的虐待」「心理的虐待」は、一般的に発見しにくい虐待でもあり、ケアマネジャーが発見しにくい虐待でもあるということは共通したが、一般的に発見しにくい虐待のパーセンテージを下回った(図8)。自由回答では、「身体のアザなどは入浴などのサービス時に発覚しやすい。訪問介護やデイサービスでの職員の方が発見しやすいと思う」とあった。

「ケアマネジャーの試験を受ける際の試験勉強と実務研修・更新研修のみで、虐待ケースへの対応は十分だと思いますか」という質問では(図9)、「十分対応できる」が3.2%、「十分対応できるとはいえない」が96.8%となった。「ケアマネジャー

の試験を受ける際の試験勉強と実務研修・更新研修以外で、虐待ケースに対応するための知識等はどこで学ばれましたか」という質問では(図10)、「数回、研修会で学んだことがある」が63.1%、「日々、ケースに対応して自然に身についた」が39.2%、「自分で学習した」が9.9%、「本格的に、教育機関や研修会等で学んだことがある」が7.7%、「ケアマネジャーの試験勉強と実務研修・更新研修以外では学んでいない」が3.2%であった。

「虐待ケースに対するあなたの知識等はどうのように感じておられますか」という質問では(図11)、「虐待ケースに対応するための知識等は十分である」が10.4%であったのに対し、「虐待ケースに対応するための知識等は十分であるとはいえない」が89.6%にのぼった。

自由回答では、「現場で仕事をしながら勉強していくしかないということは理解しているつもりですが、ケースにあたってはじめて研修に行き始める状況に疑問を感じます。学ぶ機会は多くはないです」とあった。

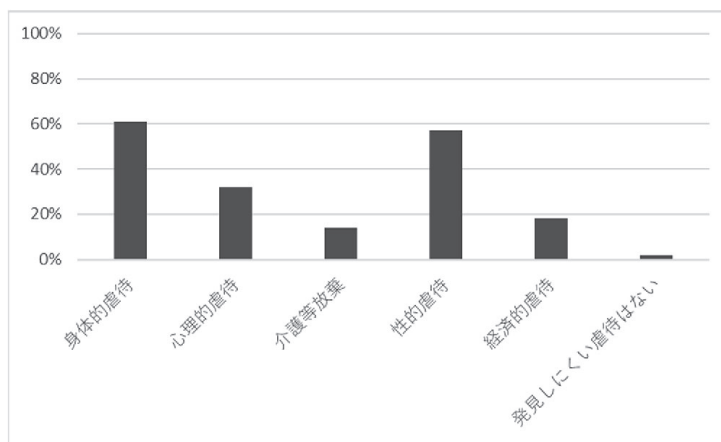


図7 ケアマネジャーが他の職種よりも発見しにくい虐待(複数回答)



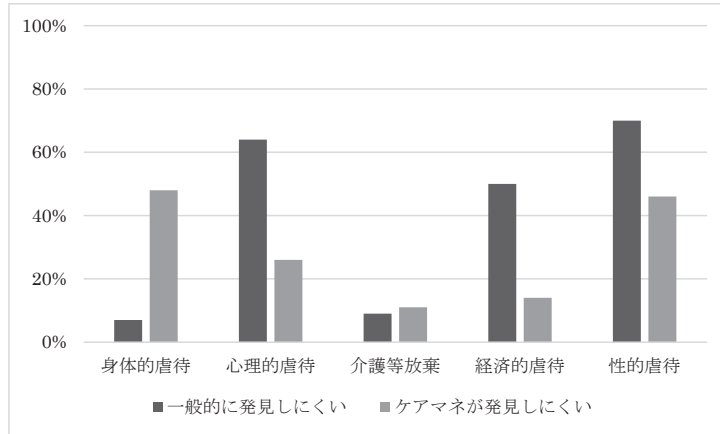


図8 一般的に発見しにくい虐待とケアマネジャーが発見しにくい虐待の種類（複数回答）

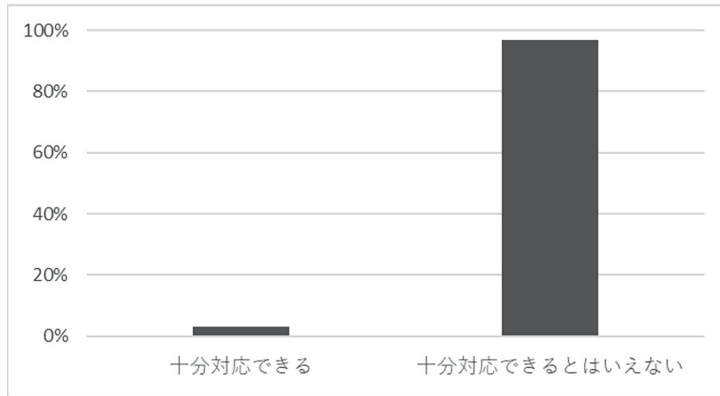


図9 実務研修・更新研修のみで虐待ケースへの対応は十分できるか

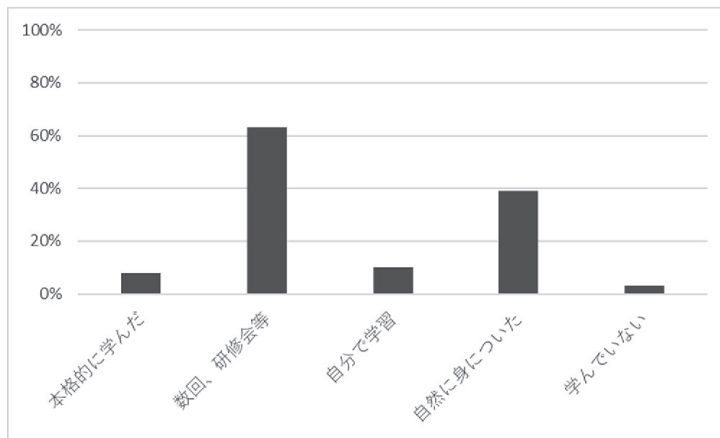


図10 虐待ケースに対応するための知識はどこで学んだか（複数回答）

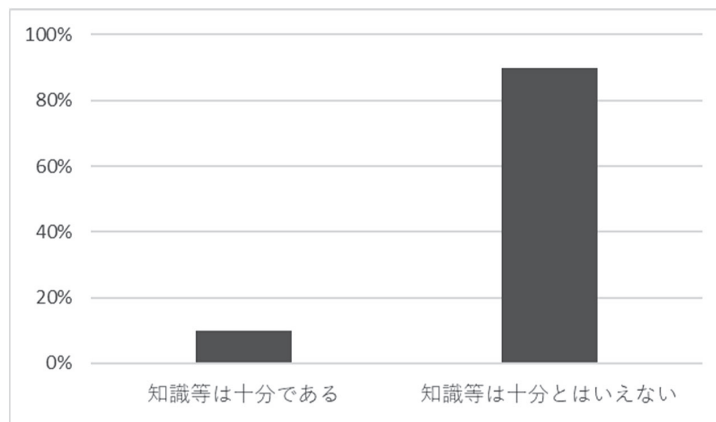


図 11 虐待ケースに対応するための知識等について感じる事

## 5. 考察

調査結果からは、以下のことがいえる。

- ① 他職種と比較してケアマネジャーが発見しやすい虐待と考えているのは、「経済的虐待」、「介護等放棄」、「心理的虐待」、「身体的虐待」、「性的虐待」の順であった。
- ② 「身体的虐待」は、ケアマネジャーの約8割が一般的に発見しやすい虐待と考えているが、他職種と比較してケアマネジャーが発見しやすい虐待と考えているのは約2割にとどまった。ケアマネジャーの約1割が一般的に発見しにくい虐待と考えているが、他職種と比較してケアマネジャーが発見しにくい虐待と考えているのは約5割であった。
- ③ 「経済的虐待」は、ケアマネジャーの約3割が一般的に発見しやすい虐待と考えているが、他職種と比較してケアマネジャーが発見しやすい虐待と考えているのは約5割であった。ケアマネジャーの5割が一般的に発見しにくい虐待と考えているが、他職種と比較してケアマネジャーが発見しにくい虐待と考えているのは約1割であった。
- ④ 「心理的虐待」は、ケアマネジャーの6割以上が一般的に発見しにくい虐待として考えているが、他職種と比較してケアマネジャーが発見しにくい虐待と考えているのは3割未満で

あった。

- ⑤ ケアマネジャーの実務研修・更新研修のみでは虐待ケースへの対応が十分できないと考えているケアマネジャーは9割以上であった。
- ⑥ 虐待ケースに対する知識等が十分とはいえないと考えているケアマネジャーは約9割であった。

## 6. 結語

調査結果によると、ケアマネジャーは、他職種と比較して発見しやすい虐待と考えているのは、「経済的虐待」、「介護等放棄」、「心理的虐待」、「身体的虐待」、「性的虐待」の順となった。矢吹（2017）は、ケアマネジャーは「介護等放棄」に気づきやすく、一方で「心理的虐待」「経済的虐待」は気づきにくいとしていたが、ケアマネジャーの視点では、「経済的虐待」が他職種より発見しやすいと考えていることがわかった。

経済的虐待は一般的に発見しにくい難しい虐待であるため、あがってくる件数としては多くはない。自由回答でも「子どもが親の年金を使い、利用者の生活に支障が出ていることがありましたが、利用者に仕方がないという気持ちがあると判断することが難しい。経済的虐待はグレーゾーンが多いです」とあった。経済的虐待対応は見極め等も難しいと考えられるため、件数で考えると「経済

的虐待」は気づきにくいととらえられる可能性があるだろう。しかし、ケアマネジャーは家族や本人の生活状況を知り得る立場にあるため、「経済的虐待」が発見しやすいとも考えられる。「介護等放棄」も同様に、家の状況なども見ることが可能な立場であるため、ケアマネジャーが気づきやすい虐待とも考えられる。

一方で、「身体的虐待」は他職種と比較すると発見しにくい虐待と考えられていることがわかった。自由回答で、「身体のアザなどは入浴などのサービス時に発覚しやすい。訪問介護やデイサービスでの職員の方が発見しやすいと思う」とあったように、利用者の体を見る機会などがある他職種の方が発見しやすいのではないだろうか。むしろ、「身体的虐待」に関しては、在宅福祉サービスを提供している他職種と連携しながらの発見が効果的だと考える。

調査結果においては、ケアマネジャーの実務研修・更新研修のみでは虐待ケースへの対応が十分できないと考えているケアマネジャーは9割以上であった。虐待ケースに対する知識等が十分とはいえないと考えているケアマネジャーは約9割であった。

介護支援専門員の実務研修・更新研修の内容には、虐待をどのように見極め、通報していくかの項目はほぼ含まれていない。これでは、ケアマネジャーは、虐待のケースに接したときも、それを虐待としてとらえられなかったりする可能性がある。

自由回答では、「現場で仕事をしながら勉強していくしかないということは理解しているつもりですが、ケースにあたってはじめて研修に行き始める状況に疑問を感じます。学ぶ機会は多くはないです」とあった。

2019年度の養護者による高齢者虐待の発見を職種別に見ると、ケアマネジャーは、福祉サービスを受けている場合であると約6割、全体だと3割となる。つまり、ケアマネジャーは、高齢者虐待のケースを発見し、地域包括支援センターや行政につなげる大きな役割を持っているのである。調査では、経済的虐待、介護等放棄などの発見に強みを持つ

ていることも明らかになった。しかし、同時に、9割のケアマネジャーが高齢者虐待のケースに十分に対応するための知識等が備わっていないと感じていることも明らかになった。この現状を踏まえ、研修内容にも、高齢者虐待のケースの見極めや対応を組み込んでいく必要がある。

また、ケアマネジャーを後方支援する役割を持つ地域包括支援センターの働きかけなども必要になるだろう。地域包括支援センターがケアマネジャーに何かあったときに相談にのることができるよう、普段から親密な関係性を築いていくことが求められる。また2016年に「地域包括支援センター設置運営」が一部改正され、委託元である市町村の役割で、介護支援専門員への支援・指導・勉強会などを行うことが示されており、市町村の働きかけも期待される。ケアマネジャーが虐待ケースで動きやすいように、地域包括支援センターや市町村が積極的に関わることが高齢者虐待支援体制の構築につながると考える。

## 注

- 1) 春名苗・越智紀子 (2018) 「ケアマネジャーの高齢者虐待への対応—地域包括支援センターの調査結果からみた課題—」『花園大学社会福祉学部紀要』第26号、71-78頁。
- 2) 春名苗 (2020) 「ケアマネジャーの高齢者虐待対応の現状—ケアマネジャーと地域包括支援センターの調査結果からみた課題—」『花園大学社会福祉学部紀要』第28号、11-19頁。

## 文献

- ・赤石澤久子 (2010) 「在宅における高齢者虐待防止の取り組み」『日本認知症ケア学会誌』457-463頁。
- ・池田恵利子 (2015) 「利用者の権利擁護②これって虐待？証拠をつかむべき？」『ケアマネジャー』2月号、72-75頁。
- ・厚生労働省 (2016) 『介護支援専門員実務研修ガイドライン』
- ・土屋典子・副田あけみ・長沼葉月 (2010) 「安心づくり・安全探しアプローチで家族の力を評価、早期解決へ」『ケアマネジメント』7月号、32-37頁。
- ・矢吹知之 (2017) 「高齢者虐待の現状と未然防止の方法」『ケアマネジャー』6月号、74-81頁。

